

法人 おおたわら

——発行所——
(社) 大田原法人会
——発行者——
会 長 城 田 民 男
広報委員長 小 貫 満 康
——発行印刷所——
有限会社 光 陽 社

“めざします企業の繁栄と社会への貢献”



秀麗駒止の滝

那須町の余笹川の断崖を落ちる那須第一の滝と言われています。
これまでは、なかなか見ることができなかったため、幻の滝とも称されていましたが、「那須平成の森」のオープンに伴い平成23年 4 月15日に観爆台が整備され、閉鎖される冬季を除き季節ごとの姿を一望できるようになりました。
幅 2 m、高さ10mの滝で、とちぎの景勝百選や那須ブランドにも選ばれています。

法人会
消費税期限内納付
推進運動



社団法人 大田原法人会

〒324-0041 栃木県大田原市本町1-2799-1 (株)伊藤電設2F

TEL 0287-23-4802 FAX 0287-22-5985

〈ホームページ〉 <http://ohtawara.or.jp/> 〈Eメールアドレス〉 daiho@maple.ocn.ne.jp



金融機関は地方融資に もっと積極的な姿勢を —地域再生のために、資金の流れを 地元から地元へ還流させよう—

経済評論家・作家 荒 和 雄

金融機関の使命を忘れた決算内容

2012年3月期の決算が全国の金融機関でディスクローズされた。資料によると、メガバンクをはじめ、地銀、第二地銀、信用金庫等の金融機関の決算は一部の金融機関を除いて概ね好調で、経常利益、純利益とも大幅な黒字のところが多かった。

その要因をみると、景気の先行きの不透明感や将来の生活の不安に備えて、企業や個人等が出来る限り節約しながら、資金を預金に回すという現象が顕著だった。一方、その集まった資金を多くの金融機関では、地元企業育成や地域再生のための融資に運用するケースは少なく、融資運用の30～40%は国債を中心とした有価証券の運用に回し、そこから「利益」を得ているところが多い。

地域経済の再生の旗手となっている地場産業や老舗企業、あるいは雇用の増加を推進する新たな成長産業ともいえる医療、介護、防災、環境保全等の方面に、地元自治体や経済団体等と組んで積極的に融資してもらいたいものだ。

地元で集めた資金を地元へ還流して企業等を育てることに、地域金融機関の本来の使命があったはずだ。もう一度、互助の精神、地元企業を育てる気概を大切にしてほしい。

運用の大半を国債に依存するのは あまりにもリスクが高い

いまの日本は借金大国。それを改善するための一つの政策として消費税増税が盛んに叫ばれているが、他の国とは異なり、この借入金である国債の引き受けは、全国の金融機関等に集められた預貯金に依存しているのが現実である。

ここでは国の財政改革論は別にして、金融機関はその運用の大半を国債等に依存しているリスクを真剣に考える必要がある。グローバル時代、いつ日本国債に対する不信が高まり、格下げとなって、それに伴う国債金利の引き上げが起こらないとも限らない。その場合、金融機関の保有している国債が暴落することも十分起こりうる。

現にこれまでも有力な格付け機関の格下げの標的にされたことが何度もあった。この国債の暴落は、金融機関では決算時点で国債の時価次第では評価損を計上することになり、金融機関経営のバロメーターともいえる自己資本比率の低下を招きかねない。

金融機関はこの比率（国際業務では10%以上、国内業務では5%以上）を守るため、分母である総資産、言いかえると貸付金を急激に減らす作業に迫られ、いわゆる「貸しはがし」「貸し渋り」という、あの悪夢がもう一度、復活することになる。

金融機関はいまのうちから国債 依存からの脱皮への諸策を考えよう

金融機関の企業、個人、あるいは地方公共団体等に対する貸付に関して、①収益性、②安全性、③社会性の三原則がある。この意味で、現状の国債の運用は、収益面では概して0.8～0.9%あり、低金利時代の今日、一応、安心して運用できるが、国債の暴落等を考えると、必ずしも将来的に安定しているとは断言できない。明日では遅すぎるのだ。国債の暴落のリスクに備えて、地域再生のため、地元企業や団体に積極的に資金を貸し出していく融資戦略を立てる必要がある。

日本経済が停滞している要因に、超円高、デフレの進行があるが、隠れた要因として、金融機関同士の横並び体質がある。金融機関の自由化、国際化が叫ばれ、実施されてから久しいが、個人をはじめ、中小・中堅企業の融資に関しては、相変わらずの横並び意識、金太郎飴型融資が多い。少子・高齢化が進行している地方では融資面だけでなく、人材派遣面でも知恵を絞り、新型ローンの開発やサービスを展開すべきであろう。将来発生するかもしれないリスクを考えに入れながらも、まず企業に対しては、無担保・無保証の企業融資制度が必要である。地方公共団体等と組んでの制度融資が各種あるが、多くは信用保証協会の保証が必要で、借入のための手数料も余計にかかり、また保証料も上乗せされる。こうした負担を少なくすべく、スピーディーにタイミングよく、顧客のニーズに応じることが大切だ。

融資の不動産担保依存などを脱するには、地場産業の場合は取扱商品そのものを動産担保にとる融資を提言したい。「うなぎ養殖」「メロン栽培」など、漁業や農業の生産物などに目を向け、その地方特有の特産品そのものを動産として担保にとることも、融資先の開拓につながる。

地元の期待に応えるため医療、介護、 防災や環境保全企業に 「金」「人材」「情報」提供を

新成長産業である医療、介護、防災、環境、エネルギー再生分野に対しては融資面だけでなく、金融機関の将来を担う若手や中堅職員を、原籍を残したまま融資企業に出向させることなど、人材面のバックアップも情報提供とともに必要である。

地域再生に情熱を燃やし、「ふるさと」へのリターンを希望する大企業の幹部もいるはずだが、志は高くても、経営者としてバランス感覚に欠けていることもある。それを物心両面で支援するのが地元金融機関の役割である。

例えば、新規事業のスタートには、安定した販売先の確保が不可欠である。そのビジネスチャンスを増やすための異業種交流会や、企業と企業の相談の場ともいえるマッチングを開拓するべきであろう。また、インターネット時代、金融機関サイト上でビジネス支援を訴えるのもよい。

預金の流出を地元で止めるために、 世襲企業が地域再生の旗手にしよう

地元には激動の時代を何度もくぐり抜けてきた老舗がある。この老舗が老舗たる地位を保てるのは、地域の人達のサポートによるところが大きい。この老舗中心のサポート運用を、金融機関が真正面から支援することも考えたい。老舗力の核心は家族愛、ふるさと愛に支えられている。これらの力を老舗という一企業だけでなく、他の企業にも波及させることが大切だ。金融機関によっては、老舗をはじめ中小企業や地場産業の後継者不在にかこつけて、東京系のM&A企業の手先となり、その手数料収入欲しさに企業買収の手助けをするところがある。地元企業が後継者不在に悩ん

でいる場合には、自ら職員をワンポイントリリーフの形で派遣し、経営活動を支援するのが本筋であろう。

地方再生・発展あつての地域金融機関

地域金融機関は地元の再生、発展、地域住民の幸せづくりが使命。たとえ、その存在は小さくとも"スモール・イズ・ビューティフル"の相互互助を忘れてはならない。

【筆者紹介】

荒 和雄（あら・かずお）

早稲田大学法学部卒。東京都民銀行支店長などを経て独立。経済評論家・作家として講演やテレビのコメンテーターなどで幅広く活躍。金融経済・中小企業経営関係の著書は「日本縦断2000回の旅 ちょっといい話」（中経出版）。最近著は挑戦する若き金融マンを描いた経済小説「白い猿」が話題となっている。著書は161冊を超える。

公式HPは<http://www.arakazuo.com>



経営セミナー

「オーナー経営者の相続・事業承継」

～スムーズな事業承継のために～

講師 島津 悟氏

ビジネスコーチ・大同生命提携講師

8月30日（木）大田原市ニュー勝田屋さんにて開催した。

島津氏は、大同生命保険に在籍中より、フィナンシャルプランナー、年金プランナーとして、無料相談会などの地域ボランティアを積極的に実施していた。素人目線での捉え方で話されるので、非常に判り易く感じた。

内容を抜粋すると、

- ・相続・事業承継対策のテーマは「被相続人を含む親族が如何に安心出来るか」である、決して税金対策だけではない。

相続対策の大切なことは、相続が争族になってはいけないということ。争族防止対策が重要、普段から親族が仲良く暮らすことが大切。また、先の代までの相続対策を考えておくことも重要。

現在の相続税制では、相続税のかからない人は100人中96人、ほとんどがかからない。しかし、分ける行為は残る。そこでのもめる原因は遺産分割。

財産の多い少ないは関係ない。そのためには分けやすい現金を用意しておく。

- ・事業承継対策としては、必ず後継者を決めて育



成する事が最重要課題。また、対策は早ければ早いほど効果的。経営状態を見ながら機動的な対策が打てる。

事業承継の課題の多くは、息子が後を継ぎたくない・・・など、責任の重さに耐えられない事、借入金の問題、株式の問題等があり、今、同族法人の親族内承継は41.6%である。

- ・知っておきたい基本的知識として、財産放棄や限定承認は3カ月以内にやらなければならないこと。悲しんではいられない。すみやかな相続手続きの為に親族表の作成をお勧めする。

みなし相続財産の把握。相続放棄時の注意、保険金は受取人の固有財産である。

揉め事の原因の多くは遺産分割から始まる。しかし株は分割してはいけない。他のもので補うこと。遺言書の作成をしておく。遺言は遺書ではない事を理解。遺留分制度で財産の一定割合は留保される。等々、身近な事例をふんだんに交えての話で現実味があり、有意義なセミナーであった。

着任のごあいさつ



大田原税務署長
山下 尚 志

本年7月の人事異動により、名古屋国税局総務部総務課長から大田原税務署長として着任いたしました山下でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

社団法人大田原法人会の会員の皆様方には、日ごろ、法人会の活動を通じまして、税務行政全般にわたり、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴法人会におかれましては、昭和60年1月に社団法人として設立され、以来、「良き経営者をめざすものの団体」として、正しい税知識の普及拡大と企業経営の健全な発展及び地域社会への貢献を基本指針に、積極的な事業活動を展開されていると伺っております。

特に、社会貢献活動として、租税教室の開催、管内小中学校への安全パトロールステッカーの寄贈、那須赤十字病院へのウォッシュクロスの寄贈のほか、東日本大震災復興支援などにも積極的に取り組んでおられるとお聞きしており、城田会長をはじめとした法人会の役員の皆様方の卓越したご指導の下、会員の皆様方が献身的に活動を展開されていることに、深く敬意を表する次第であります。

さて、最近の税務行政を取り巻く環境は、少子・高齢化が進む中、社会経済の広域化、国際化、更には高度情報化という大きな流れの中で内外の経済情勢は急激な変化を見せております。

このような状況の中で、税務行政に携わる私どもといたしましては、「適正・公平な賦課と徴収の実現を図る」という国税庁の責務をしっかりと果たし、国民の負託に応えていく必要があります。

そのためには、我々税務職員一人一人が法令に沿った適切な課税・徴収を行うことを通じて、「税務行政への信頼感」を確保するため、善良な納税者が課税

の不公平感を持つことがないように、悪質な納税者には厳正な姿勢で臨み、さらには納税者のニーズに合ったサービスを提供できるよう一層の努力が必要と考えております。

また、現在、納税者の利便性の向上と事務の効率化を図るため、国税庁、国税局、税務署が丸となってe-Tax (国税電子申告・納税システム)の普及拡大に向けて取り組んでおります。税の良き理解者であります法人会の皆様方には、更なる利用拡大に向け、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、社団法人大田原法人会のますますのご発展と、会員皆様方のご健勝と事業のご繁栄を心からお祈り申し上げまして、着任の挨拶とさせていただきます。

● 税務署人事異動

転入者

役 職	氏 名	前 任 地
署 長	山下 尚 志	名古屋局 総務部 総務課長
総 務 課 長	鈴木 貴 之	留 任
管理運営第一・統括官	小 原 一 夫	宇都宮署 管理運営第二・統括官
管理運営第一・総括席	宮 川 健	所沢署 管理運営第二・上席徴収官
管理運営第二・統括官	沼尾和津也	栃木署 管理運営第一・総括上席徴収官
徴 収 統 括 官	早 瀬 守 英	留 任
個人課税第一・統括官	乾 喜 市	留 任
個人課税第二・統括官	伴 順 夫	留 任
資 産 課 税 ・ 統 括 官	鈴 木 幸 三	留 任
法人課税第一・統括官	渡 辺 哲 夫	藤岡署 法人課税・統括官
法人課税第一・総括上席官	北 原 孝 弘	留 任
法人課税第二・統括官	古 澤 繁	留 任

転出者

役 職	氏 名	新 任 地
署 長	下 澤 昇	仙台局 課税二部 酒税課長
管理運営第一・統括官	國 分 盛 男	退 職
管理運営第一・総括席	清 水 良 徳	諏訪署 管理運営第一・総括上席徴収官
管理運営第二・統括官	高 橋 三 積	氏家署 管理運営・徴収・統括官
法人課税第一・統括官	藤 井 弘	前橋署 情報技術専門官

麺の専門店 (オーダー麺各種)

有限会社 星野製麺

代表取締役 星 野 仁

楽しく・美味しい麺
創りましょう

取扱い品目 うどん・そば・ラーメン・焼そば・乾麺・乾麺加工
贈答詰合せ・オリジナル麺製造・冷凍めん・麺類食材等

アンテナショップ 麺処 麦 縄

営業日 月曜日～金曜日 営業時間AM11:00～PM3:00
(休業日 土・日・祭)

〒329-2753 那須塩原市五軒町 1 番24号
Tel 0287-36-0366 Fax 0287-37-3791

「変革の時代を」



会長 城田 民男

平成24年度も事業活動が活発に進められて下さっている事とお慶び申し上げます。

これまでの役員の皆様の働きに"ありがとう"感謝を申し上げます。

さて平成24年度も法人会を取り巻く環境はより一層厳しくなるものと思われますが、今年度も役員はじめ理事の皆様には引き続き何かと・ご協力・ご支援を賜りますよう宜しくお願い致します。原点に戻ってみると

1, 法人会の基本的指針

法人会は、よき経営者を目指すものの団体として
会員の積極的な自己啓発を支援し

納税意識の向上と企業経営および社会の健全な発展に貢献します。

キャッチフレーズ

《目指します 企業の繁栄と社会への貢献》

2, 変革の時代を自分が変わって、会社を・家庭を・地域を・良くしていこう！

変革の時代

公益法人化によって再生して行く。大田原法人会は、那須野ヶ原の各地域（7支部）で特色ある活動が行われて参りました。

先人の血と汗の結晶のお陰が、今日に在る訳ですから共通する所は協力をし合い、統一して活動に繋げる事もやぶさかでは無いかと存じます。納税の仕組みは、国の根幹をなすもので法人会が重要である所以です。

勤労・納税・教育 子々孫々の為に 今を地方から…苦難に遭遇した時には原点に戻れということ

が先人の諺が有りますが、政治も経済も…社会保障も、先が見えずにいる事、将にその時が来ているにも拘わらずにどうなるのか、どうしようとしているのかも判らない一国民として危機感を抱いて居る一人です。

会員各位の今後の活動に前向きで自己の責任の下に改善の手立てを打っていくしか方法は有りません。『過去と他人は変えられない、自分が変わる事により、希望の未来を作れるように』

3, 共に 己（自分）自身が変わって行く

ダーウィンの進化論（種の起源）を引用すれば、大きな経済変化に対応しなければいけない状況、会員企業の多くが大変な逆境に頻しておりそれを乗り越えなければ行けない…人間力向上を目指すことが必要である時代が到来です。

4, 心の経営＝倫理経営

一步一步着実に、自他共に繁栄する事、特色：朝を大切にすると 会 あかるく元気 家庭を大切にすると 仲間です。

自分磨きをする事が最も良い方法の一つだと思います。その方法は誰でも出来るコツコツやるしか方法はありません。過去と他人は変えられないが、自分自身と未来は、努力することによって変えられると行動変化する事が閉塞感を脱する手掛かりです。

逃げない、諦めない…やるかやらないかはあなた自身の決断です。

一度経営者モーニングセミナーで自分磨きをやってみては如何ですか？どうかその点が今不可欠である事を考慮し、役員・会員の皆様にお勧め致します。この閉塞感を吹き飛ばすきっかけにしようではありませんか？

5, よき経営者として企業の繁栄と社会への貢献を目指して参りましょう！

美肌の湯と 寛ぎの宿



光雲荘

那須塩原市塩原2340-1

TEL. 0287(32)2414 FAX. 0287(32)2629



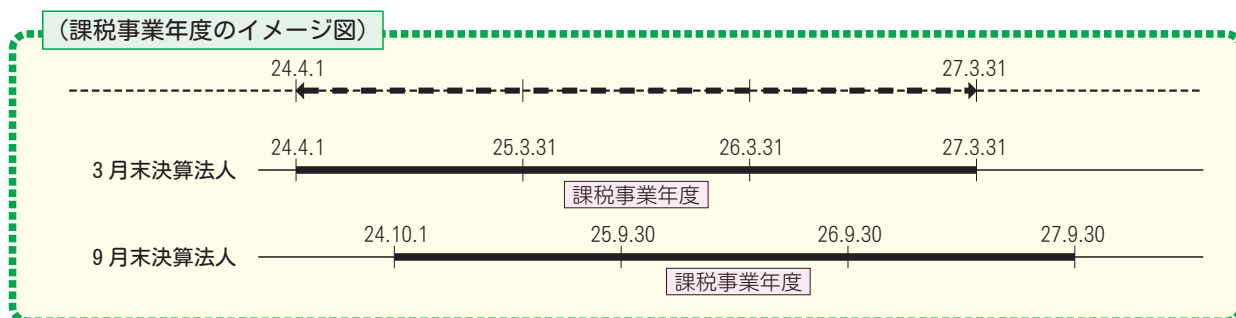
税務署 コーナー

復興特別法人税の増設に伴い、原則として、

平成24年 4 月 1 日から 3 年以内に開始する事業年度について、課税標準法人税額がある場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要があります。

◎平成23年12月2日に公布された「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」において復興特別法人税制度が創設されました。

これに伴い、法人は原則として、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度（課税事業年度）について、各課税事業年度終了の日の翌日から2月以内に、税務署長に対し、復興特別法人税申告書を提出しなければなりません。



※ 平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に設立した法人や、同期間に事業年度を変更した法人等につきましては、特例があります。

各課税事業年度の課税標準法人税額は、一定の場合を除き、各課税事業年度の基準法人税額とされており、法人税申告書別表一（一）を使用する法人の場合、基準法人税額は、次の算式により計算した金額となります。

(算式)

$$\text{基準法人税額} = \text{別表一（一）「2」欄} - \text{別表一（一）「3」欄} + \text{別表一（一）「5」欄}$$

なお、上記の課税事業年度であっても、課税標準である課税標準法人税額がない場合には、復興特別法人税申告書を提出する必要はありません。

また、復興特別所得税の額は、復興特別法人税の額から控除することとされていますが、控除しきれない復興特別所得税の額がある場合には、復興特別法人税申告書を提出することにより、還付を受けることができます。

◎復興特別法人税のあらましにつきましては、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に掲載しております。

(掲載場所) 「国税庁ホームページ」→「税について調べる」→「パンフレット・手引き」→「法人税関係」→「復興特別法人税のあらまし」

システムキッチン ユニットバス 住まいのお悩みご相談ください

KOIDE
KOIDE AIR SUPPLY

安全でより高い技術で
より敏速なサービスの提供をめざしています。

株式会社 小出熱機工業
E-mail koideair@plum.ocn.ne.jp

〒329-2721 栃木県那須塩原市東町15番地2
TEL 0287-36-0179 番代 FAX 0287-36-0604 番



税務官庁が発する書類の送付について

税務官庁が発する書類の送達手続きについては国税通則法に、『郵便による送達』と『交付送達』とが並んで規定されており、いずれが原則で、いずれが補充的なものであるかは明らかにされていない。

しかし、税務関係の書類で送達すべきものは大量にかつ反復して発せられる場合が多いことから、個々に交付送達するのは繁雑にたえないこととなり、人員（効率）及費用の面から推し量れば、郵便による送達が今日においては原則的な方法と考えられる。

1 郵便による送達

書類は受け取るべき者の住所又は居所宛に発送し、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名（名称）、宛先及び発送の年月日を確認できる記録の作成を義務づけている。

税務官庁から発せられる書類については、申告用紙やお知らせといったものから、更正・決定通知書、納税告知書及び国税徴収法に基づき執行される差押に関する書類（行政処分に関する書類）のように権利、義務に係る書類など、多岐に渡ることから、税務署においては、その書類の重要度から、普通郵便、簡易書留郵便及び配達証明郵便にするかを通達で定めている。

なお、普通郵便で発送したときは、通常到達すべきであった時に送達されたものと推定するとされている。

2 交付送達

税務官庁の職員が直接交付する方法である。この場合も郵便による送達同様に送達の記録を作成し、交付を受けた者に署名押印を求め、また求めに応じない場合は、その理由を附記しておかなければならない。

（1）（狭義）交付送達

送達すべき場所（送達を受けるべき者の住所又は居所）において本人に職員が書類を直接交付するものである。

（2）出会送達

送達をうけるべき者に異議がない場合に、出会った場所〔住所又は居所以外の場所（例えば勤務先とか税務署内）〕において本人に職員が書類を直接交付するものである。

（3）補充送達

交付送達は、送達を受けるべき者本人に書類を送達して行うのが原則であるが、送達すべき場所（住所又は居所）において書類の送達を受けるべき者本人に出会わなかった場合は、本人の使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付して行うことができる。

（4）差置送達

交付送達は、書類の送達を受けるべき者又は補充送達を受けるべき者が送達の場所（住所又は居所）にいないとき、又はこれらの者が正当な理由なく書類の受領を拒んだときは、その書類を送達すべき場所（住所又は居所地内の建物の玄関内、郵便受箱等）に差し置くことにより行うことができる。

3 公示送達

書類の送達の一般原則（郵便による送達及び交付送達）の特例として、①送達を受けるべき者の住所及び居所場所が明らかでない場合、②外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、補充的な送達の方法として、通常の送達に代えて公告をし、一定期間の経過とともに、送達があったものとみなすこととしている。

なお、公示送達はあくまでも特例であることから、①については、郵便物が返送されたことのみにより適用することは許されず、所在確認につき実地調査、官庁調査等所要な調査を行っても、なお居所が明らかでない場合に限り行うことができるものであること、②については、送達共助に関する租税条約等実施特例法の整備（平成25年7月1日施行）により、租税条約等の相手国の権限ある当局に囑託して送達を行うことができる旨が規定されたことを追記する。

◆ 理事会開催 ◆

8月30日(木)大田原市「ニュー勝田屋」で開催された。

7月の異動で転入された山下尚志大田原税務署長と法人課税第一部門渡辺哲夫統括官、同じく塚原彰首席調査官にご臨席いただき、今年度の各委員会と部会の事業について発表があった。

◆ 各委員会報告 ◆

総務委員会→総務委員会は会務の総括的な立場でその運営を円滑に進める事である。

今後の予定では支部運営規則の改定を考えている。また、総務委員で公益法人認定後の理事の総数について話し合い、77名位が良いのではないかと結論に至り正副会長会議で提案した、皆様もご考慮願ひ今後の理事選出時の参考にして頂きたい。最後に全体の調整役として各委員会の連携・調整に努めていく事を伝え発表を終えた。

組織委員会→「栃木県内組織状況」と大田原法人会の「会員数一覧」を用い会員減少の状況を説明した。また今年度は、未加入法人先に対し「法人会うちわ」及び「法人会のしおり」を配布しながら加入勧奨活動をするので協力を願ひ、各地区8月～9月中に実施する様要請した。

研修委員会→研修委員会の目的は法人会の事業、研修会等を効果的に推進する事。

11月の公開講演会は「セーラ・マリ・カミングス」氏で「青い瞳の細腕繁盛記」の演題で8日に開催する、時間は午後6時30分とした。大勢の人に参加頂ける様、お誘い願ひたい。また、経営支援セミナーも開催する。3月には春季研修会を予定している、今後の活動にご協力願ひたい。

税制委員会→税制委員会は税の啓蒙と自分たちの税の知識を高める事である、

「税制アンケート」に今年度も協力願ひたい。皆さんの意見や考えを反映させて「税制提言書」を作成することができる。「25年・税制提言について」は9月から10月の間に2市1町を訪問し市町長や議会議長・教育長等にお渡ししてくる。

更に今年度は「社会保障と税の一体改革」等の意味が分かるような研修会を開きたいと考えている。税制委員会は会議の中で自由討議を行い意見集約に務めている。

広報委員会→広報委員会の目的は、会員並びに社会一般に対して法人会の趣旨、活動状況等を周知することである。

会報は年3回発行する。会報誌への広告掲載の協力を依頼した。

公益法人認定時には会報誌から広報紙と変え

る。

ホームページにインターネットセミナーも常設しているので自己啓発の場として活用願ひたい。また、全法連のアンケートシステムに登録をお願いしたい。今後も多くの人に読んでもらえるような冊子を作り役割を果たしていく。

厚生委員会→法人会の福利厚生制度について資料をもとに説明した。「大型総合保障制度」は会員専用の企業防衛制度として多くの会員の方々から指示されている。しかし、平成9年度をピークに減少が続けている、どうするかが課題である。さらに法人会の活動を支える重要な財政基盤であることを説き役員の皆さまの多大なるご協力をお願いした。全法連では現行制度以外の商品の取り入れも検討している。また、各保険会社推進員への紹介運動にさらなる協力を依頼し発表を終えた。

青年部→青年部は社会貢献事業と研修事業を柱に活動している。社会貢献活動として11月15日にチャリティーゴルフ大会が開催される。

これは安全パトロールステッカーを寄贈する原資になるので役員の皆さまも是非参加頂きたい。また、研修事業では対外的な講演会を考えている。9月に局連会同セミナー、11月に全国青年の集い「宮崎大会」があるので参加する。

女性部→女性部は社会貢献活動を中心に福祉活動と租税教育を重点として活動。日赤へのウオッシュクロスの寄贈は今年度も継続事業として行う、綿布の収集にご協力願ひたい。盲導犬育成協力募金も継続中。「租税教室」は昨年度8校実施、今年度は10校実施する。更に各支部に於いても独自事業を行い社会貢献事業や税の啓発活動を実施している。本年度も活発な活動を展開し、本会や県連・全法連等の事業にも積極的に参加協力する。

《公益法人申請進捗状況並びに理事の責任について》

公益法人申請状況について～申請届出書は24年8月6日に電子申請済み、8月21日より審査開始となった。今後の軽微な修正については、会長に一任するという事で了承頂きたい。また、申請に際し公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎の項目の中で、税理士の関与を求められたので、萩原秀幸税理士に依頼した。

理事の責任については、理事の欠格事由に該当しないこと。職責と義務の発生、更に、公益法人になってからは代理人・委任状は認められないこと、必ず本人が出席しなければならないこと等説明した。

《その他》

公益申請に伴い寄付・寄贈事業ガイドラインが必要になった。3月の理事会で提案する。大田原商工会議所設立65周年記念講演会に是非、参加協力願ひたい。

70HIRA
芦野石採掘販売・石工事一式

芦野石採掘販売・石工事一式設計施工
有限会社 大平石材店

代表取締役 **大 平 誠**

〒329-3214 栃木県那須郡那須町大字横岡135

TEL 0287-74-0053 FAX 0287-74-0505



西那須野支部

西那須温泉 五ツ星源泉の宿 大鷹の湯

西那須温泉大鷹の湯も早いもので開店24年目になります。温泉と言えば、那須や塩原方面と山の方に向かうものと、お客様は思われていました。

「へえー、平地の方なの」と道順を案内するとされます。

街の中なのに裏山があり緑に囲まれ静かな環境でのんびりと温泉を楽しんでいただいております。山の中腹に鷹見の湯と名付けた浴室が有ります。そこにむさびが住んでおり、クリクリした目で浴室をのぞく時が有り、お客様は驚いて大騒ぎになります。野鳥の声や虫の声を楽しみながら、日頃の疲れをとりにぜひお出掛け下さい。



塩原支部

“湯乃国” ワールド 塩の湯「柏屋」



古き良き温泉場の面影を残す塩の湯は、塩原温泉発祥の原点と言われている地です。そこに、当館「柏屋」は建っております。

すべての客室が鹿股川に面し、窓外には四季折々の溪谷美が広がり、全体に静かな雰囲気をお客様に大切にしたいと考えております。

塩の湯の大自然にとけこんだ、6つの貸し切り露天風呂と大谷石と檜の大浴場が2つがあり、お申し出を頂ければご来館のお客様に“湯乃国パスポート”を発行いたします。日頃の疲れを癒すには最高の癒し処となっております。また、高い温泉（源泉60℃）と塩分濃度の高い食塩泉が、極寒期の露天風呂入浴も可能にしてくれます。もちろんすべて、岩塩ミネラルたっぷりの源泉100%掛け流しでございます。

お料理は、地元の食材を中心に新鮮さにこだわり、旬な味わいを存分にお召し上がりいただけますよう、心をこめて一品一品作りあげております。

日常の喧騒から放れて、多くの文人墨客も訪れた塩の湯「柏屋」にのんびりと休息にお越しください。きっとご満足いただける事と思います。

社員一同こころよりお待ちしております。

インターネットセミナーのご案内

大田原法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

大田原法人会

検索

で検索できます。150タイトル以上のセミナーが受講可

会員ID : 0709

パスワード : 4802

STEP 1 TOUCH! さわる

STEP 2 クィック測定

STEP 3 TRY! 体感

STEP 4 アドバイス

まずは枕を見直してみませんか?

ピッタリ枕決定!

完全オーダーメイド枕 自遊自材 <じゆうじざい>

まずは枕を見直してみませんか?
毎朝の目覚めが、変わります。

枕は、「身長」「首の高さ」「肩の厚み」「敷きふとんのかたさ」などによって、ひとり一人調節することが大切です。

お気軽にご相談ください☆

[生活ギャラリーマイス] ☎0287-23-6336
大田原市紫塚 3-2609-104

myss 大田原店
Produced by Living Labs Tokyo
【営業時間】 am10:00~pm8:00 水曜日定休



★支部だより★

西那須野支部

災害復興 ボランティア活動

公益事業を計画し宮城・岩手方面を訪問

災害復興支援として去る9月8日(土)9日(日)宮城県気仙沼市を訪れました。今回の企画は役員会の席にて、青年部から提案され女性部も参加、総勢19名で実施いたしました。

気仙沼復興協会に8:30までに到着し受付を済ませなければならぬということで早朝3:00に出発。めったに早起きをしない会員さんも時間には全員集合し、ほぼ予定通り到着しました。

当初の予定は、海岸清掃と聞かされ厚手袋等を用意しましたが、協会の要望でイチゴ農家へ向うことに。当日は快晴猛暑であったので少しホットした気分です。他に京都産業大・大東文化大の学生、ブリヂストン・三菱関係の社員、一般の方が参加しました。城田会長をはじめ60代はバテ気味でしたが、初体験の作業に青年部員は興味津々。作業状況は写真をご参照下さい。



ハウスの隣は瓦礫の山積み
(当日も、ダンプ・クレーン車等で作業中でした)



黒磯支部

社会貢献活動「献血」

去る7月26日(木)栃木県赤十字血液センター主催の献血活動を、実施いたしました。前回同様、市内スーパーにて、党支部役員による店頭、駐車場で呼び掛けを行い、また企業への事前通知を行い、厳しい暑さの中、42名の申し込みがあり40名の方に献血を頂きました。当支部は、協力者に玉子1パックを粗品として提供いたしました。今後も引き続き社会貢献活動の一環として、黒磯支部はこれからも積極的に実施して参ります。



黒磯支部 社会貢献活動 献血



セレモニーホール
あぶらや

有限会社 油屋商店

【セレモニーホール】 大田原市美原1-3523-5
TEL. 0287-24-2411
FAX. 0287-24-2412

【本店】 大田原市山の手1-1-22
TEL. 0287-22-2219
FAX. 0287-23-7863

塩原支部**バルーンパフォーマンスで
税の啓発活動**

9月9日(日)塩原温泉まつり会場にて、税に関する小冊子をバルーンパフォーマーが作る風船と一緒に配りました。あざやかな手つきで見る見る作品を仕上げて行く様に子どもたちも大喜びでした。



目の前で作ってくれました



税の小冊子(子育て・子どもの成長と税金)中身が気になります

税の啓発活動「団扇」配布

8月12日(日)「くろいそ盆踊り大会&夏祭り」に於いて、“この社会あなたの税が生きている”のスローガンを付した団扇600本を女性部役員の皆様と支部役員の皆様の協力により、たくさんの来場者に配布し納税の意義を知っていただく良い機会となりました。

くろいそ盆踊り・夏祭り
にて団扇配布**那須支部****未加入法人
加入勧奨活動**

大田原法人会組織委員会では、組織率の向上のために組織力アップのための加入促進活動を実施することとなりました。

当支部でも会員の減少傾向が続いており、組織率が50%を割っている状況となっています。

未加入法人名簿の洗い出しを支部長を始め全役員で実施する事になりました。

8月から9月の2ヶ月間、うちわや法人会リーフレットと共に地区割りで、加入勧奨を行っております。

住まいは人にやさしい塗り壁を

(有)坂上左官店

大田原市山の手1-10-11
TEL 0287(22)2976 FAX 0287(22)4929

住まいのサカガミ

大田原市紫塚2丁目2609-42
TEL 0287(23)6100 FAX 0287(23)6130

=公開事業のご案内=

●決算期別研修会（法人税・消費税申告説明会）

開催日 **11月2日**（金）西那須野商工会館
11月7日（水）いきいきふれあいセンター（黒磯）
 両日とも午後 1 時30分～ 3 時30分迄

●公開講演会 「青い瞳の細腕繁盛記」

（株）枳一市村酒造場 代表取締役

講師 〈セーラ・マリ・カミングス 氏〉

開催日 **11月8日**（木）

会場 那須野が原ハーモニーホール 小ホール

時間 午後 6 時30分 開演（午後 6 時開場）

講演会は無料です。一般公開ですので会員以外の方も大歓迎です。



●青年部「チャリティゴルフ大会」

開催日 **11月15日**（木）・西那須野カントリー倶楽部

収益金は管内小中学校に「安全パトロール」ステッカーを贈ります。

●「税を考える週間」

開催日 **11月11日**（日）～**11月17日**（土）

テーマ：「税の役割と税務署の仕事」・・・〈税の標語入り花の種プレゼント実施〉

～いずれも詳細は大田原法人会事務局へお問い合わせ下さい～

TEL 0287-23-4802

編 集 後 記

夏祭りも終わり、季節も少しづつ秋めいている
 今日この頃いかがお過ごしでしょうか。

ロンドンオリンピックでは、日本勢も大活躍で過
 去最高のメダル獲得を達成し、東日本大震災後の
 日本に明るい話題を振りまいてくれました。

那須町でも来る 9 月29日（土）30日（日）に、余笹
 川ふれあい公園内特設会場において、第10回那須
 九尾まつりが開催されます。

法人会那須支部は、恒例となりました石焼窯ピ

ザで出店を致します。毎年ピザ販売の収益金全額
 を那須町社会福祉協議会を通じてりんどう作業所
 に寄付を行っており、社会に貢献する法人会らし
 い事業に取り組んでおります。

イベントには、商工祭り・福祉ふれあい健康ま
 ったり・那須っ子パークの他に新規事業として那須
 B級グルメ選手権が計画されており、毎年大勢の
 来場者でにぎわいます。

那須町らしい魅力あるイベントですので、多く
 の皆様のご来場を心よりお願い致します。

（那須支部）

損害保険ジャパン代理店

NKSJひまわり生命(株)代理店

(株)第一生命保険代理店



幸せを願う AI・Japan

理念 人・愛・幸・福のため

電話一本即参上 株式会社 愛・ジャパン

代表取締役 人見 和 夫

〒329-3132 那須塩原市北弥六403-2

TEL 0287-65-0303

FAX 0287-65-2123